



労働災害発生状況

(令和7年度)

- 1 死亡災害の推移
- 2 死傷災害の推移
- 3 業種別に見た死亡災害の推移
- 4 業種別に見た死傷災害の推移
- 5 業種別に見た事故の型の変遷
- 6 年齢階層別労働災害発生状況の推移
- 7 死亡災害発生状況（令和6年・令和7年6月27日現在）
- 8 業種別労働災害発生状況（令和7年5月末）

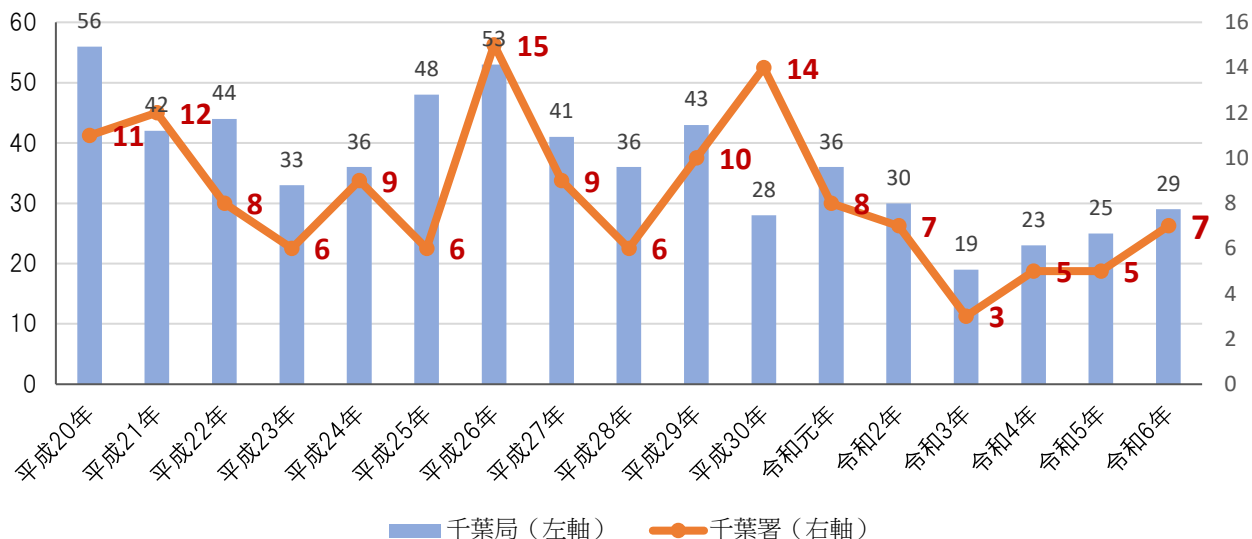
千葉労働基準監督署

全国安全週間スローガン

「多様な仲間と築く安全 未来の職場」

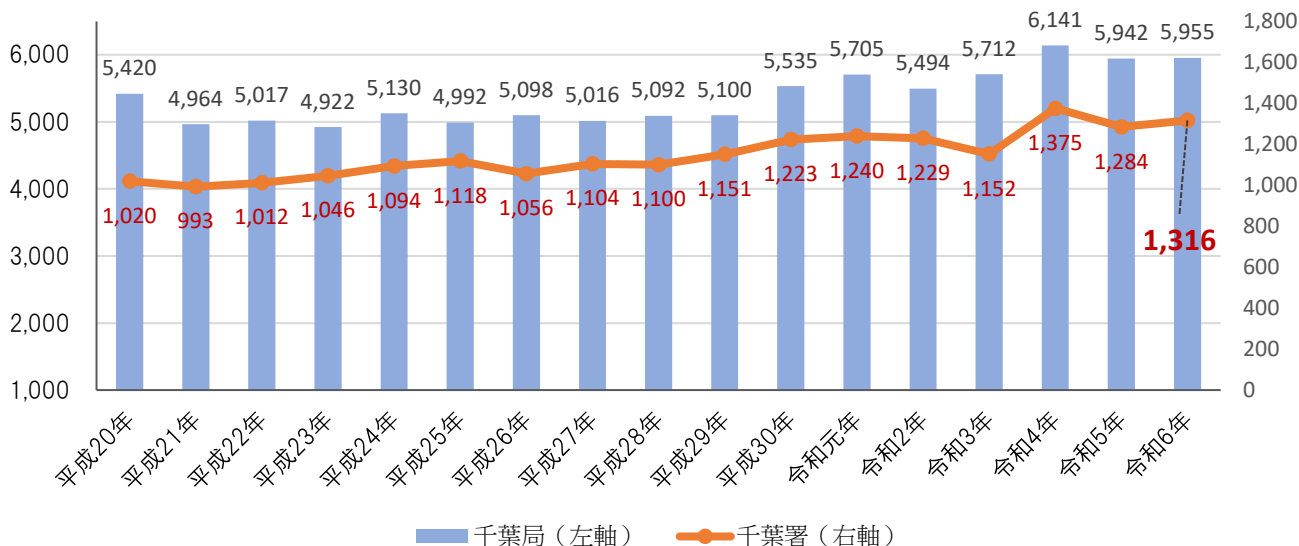
1 死亡災害の推移(千葉県と千葉署管内の比較グラフ)

千葉署管内における死亡災害は、増減しながらも長期的には減少傾向で推移している。
令和6年の死亡災害は、前年より2人増加して7人となり、令和4年以降増加傾向にある。



2 死傷災害の推移(千葉県と千葉署管内の比較グラフ)

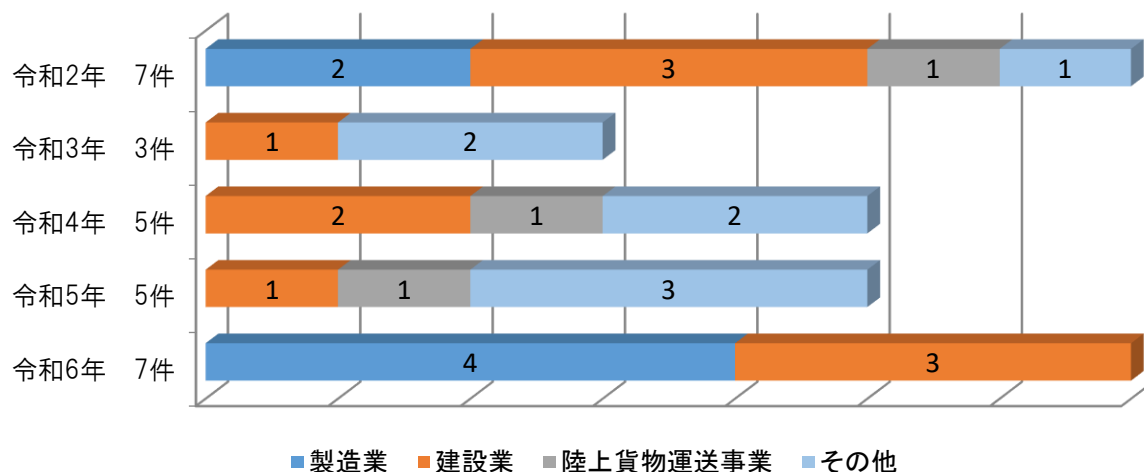
千葉署管内における休業4日以上死傷災害は、増減を繰り返しつつも増加傾向となっている。
令和6年は前年よりも2.5%増加し、直近20年間で2番目に多い。



3 業種別に見た死亡災害の推移(千葉署管内)

令和2年から令和6年までの5年間の業種別死亡災害発生状況

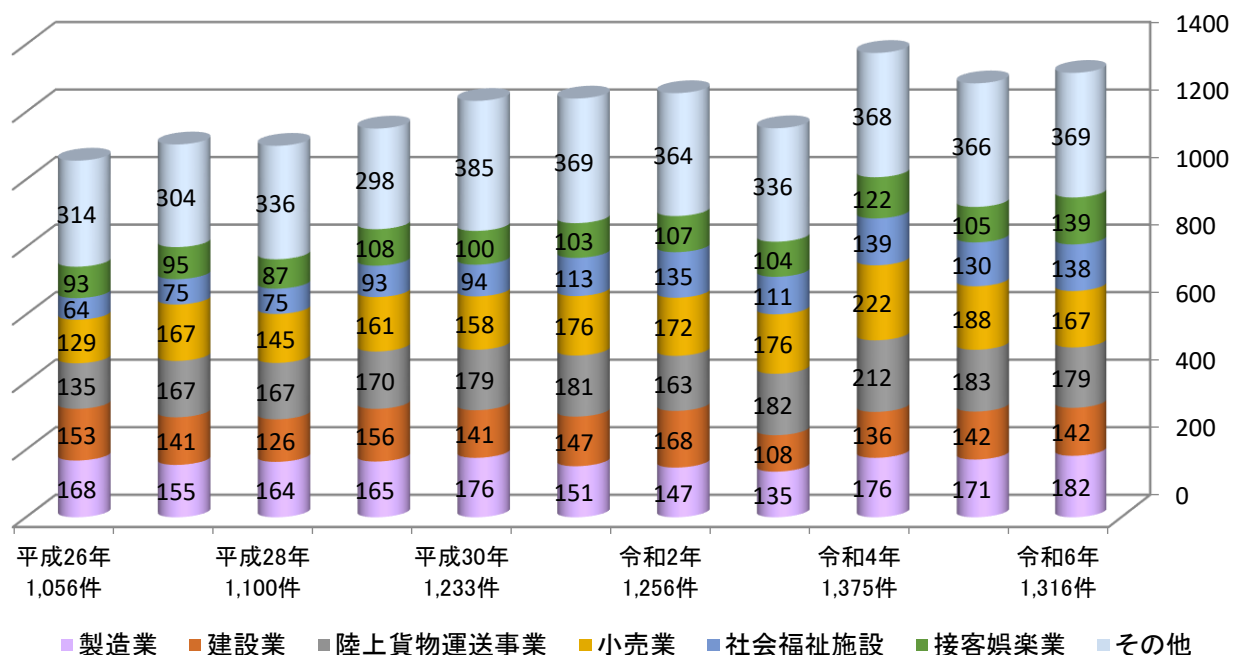
- 製造業は、令和3年以降の3年間は死亡災害ゼロであったが、令和6年に4人と大きく増加した。
- 建設業では依然として毎年死亡災害が発生しており、令和6年は3人と直近3年間で最多となった。



4 業種別に見た死傷災害の推移(千葉署管内)

平成26年から令和6年までの10年間の業種別死傷災害発生状況

- 製造業は長期的には減少傾向にあるが、令和6年は182人と直近10年間で最多となった。
- 建設業は長期的には減少傾向にあるが、下げ止まり状況となっている。
- 陸上貨物運送業は増減を繰り返しながら増加傾向となっている。
- 小売業、社会福祉施設などの第三次産業が増加している。



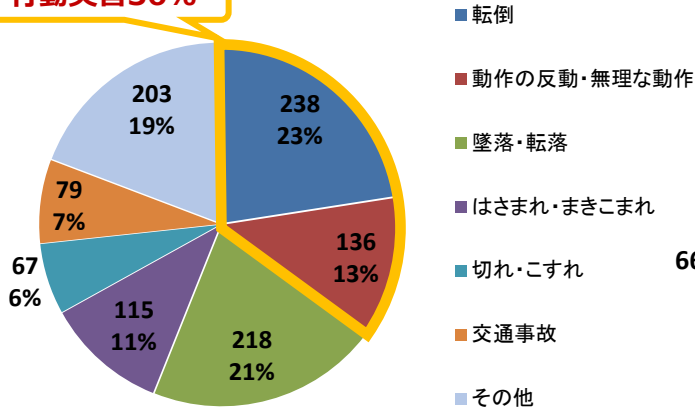
5 業種別事故の型の変遷（千葉署管内）

平成26年と令和6年における業種別事故型別休業4日以上労働災害発生状況

■ 労働者の高齢化等に伴い転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する労働災害が増加している。

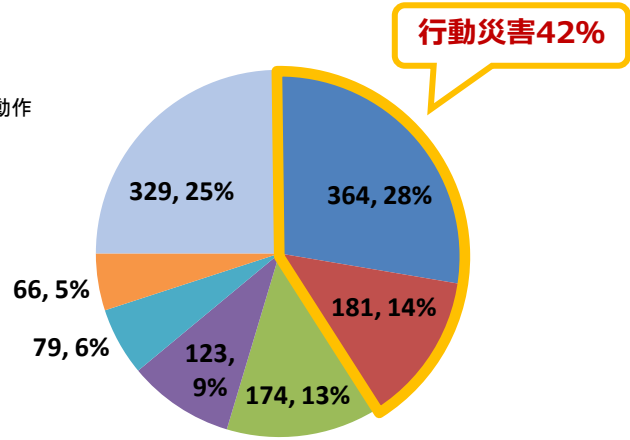
平成26年 全業種

行動災害36%



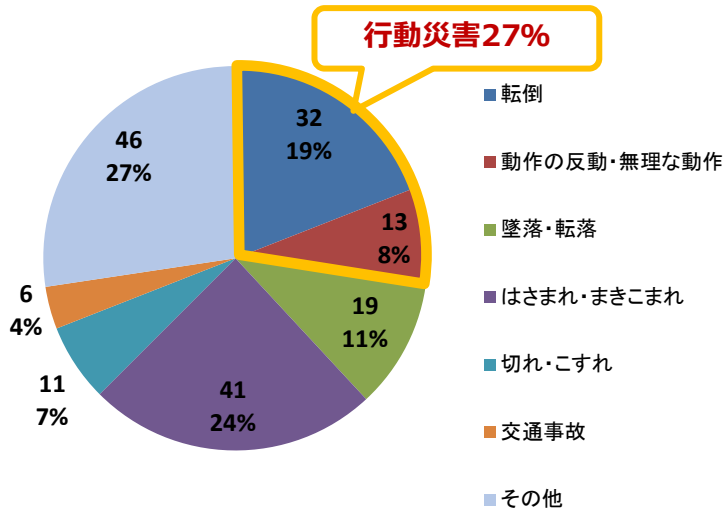
令和6年全業種

行動災害42%



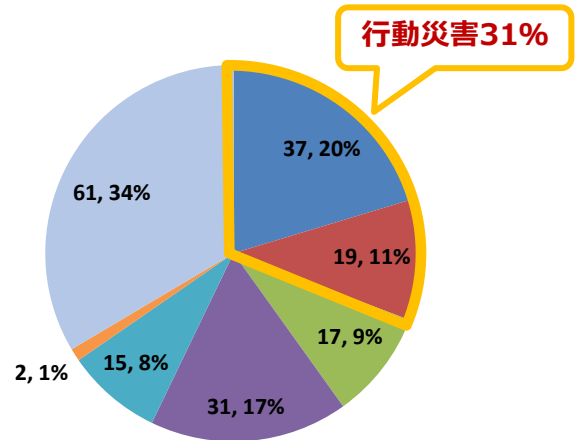
平成26年 製造業

行動災害27%



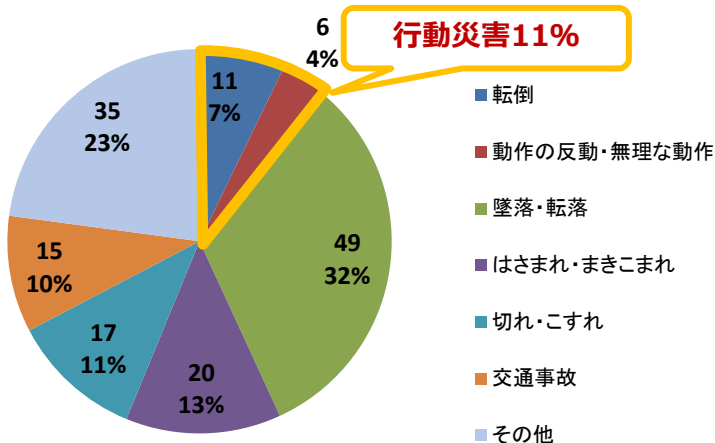
令和6年 製造業

行動災害31%



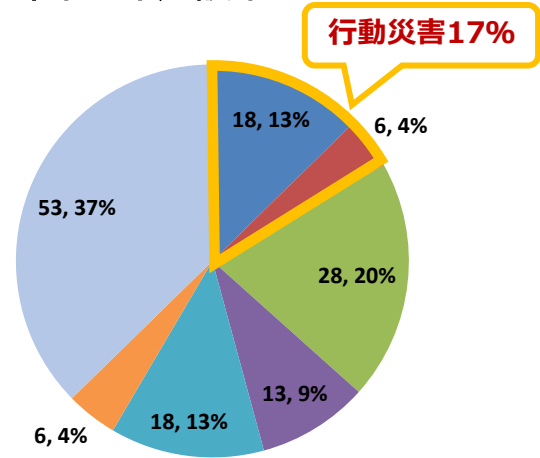
平成26年 建設業

行動災害11%

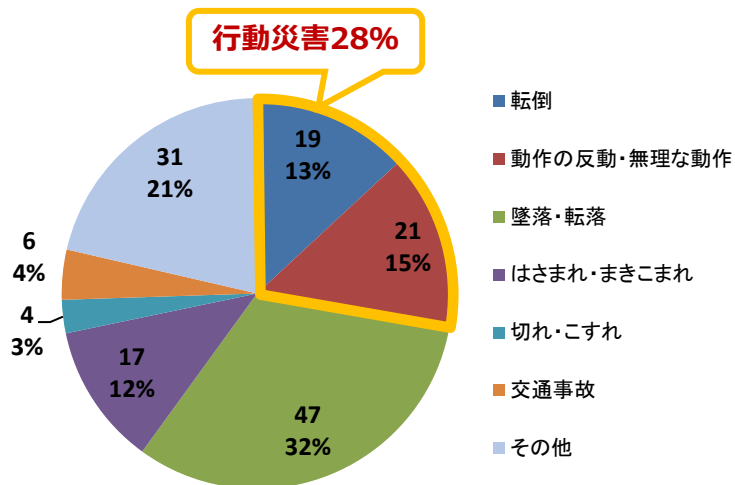


令和6年建設業

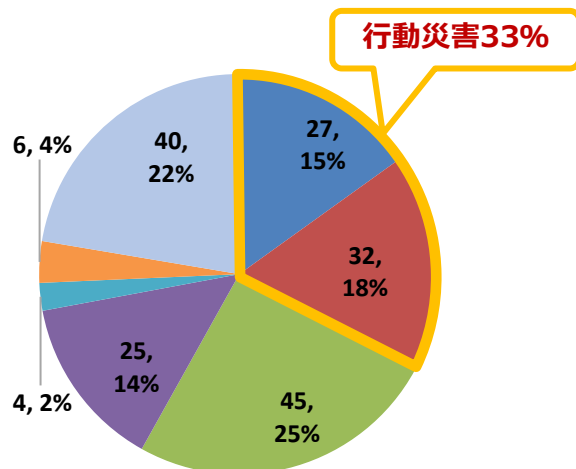
行動災害17%



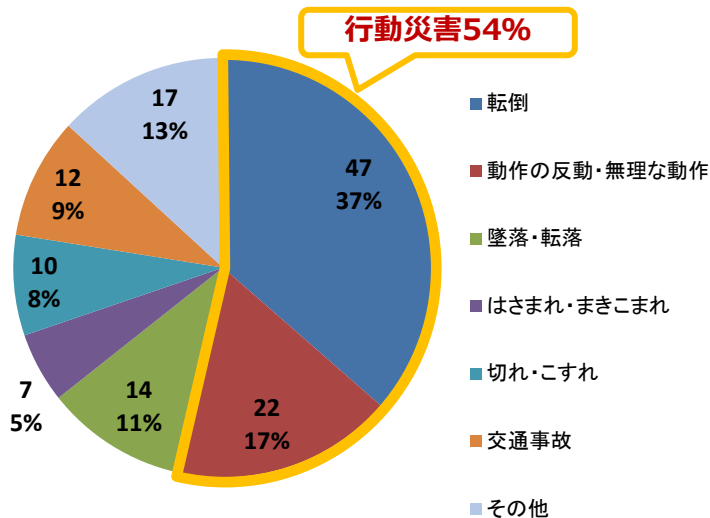
平成26年 陸上貨物運送事業



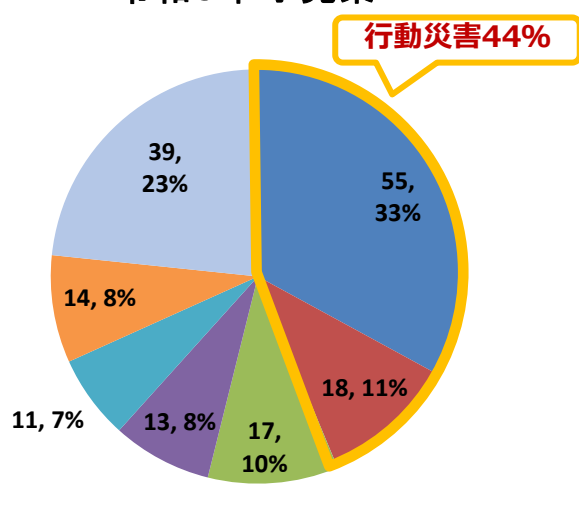
令和6年 陸上貨物運送事業



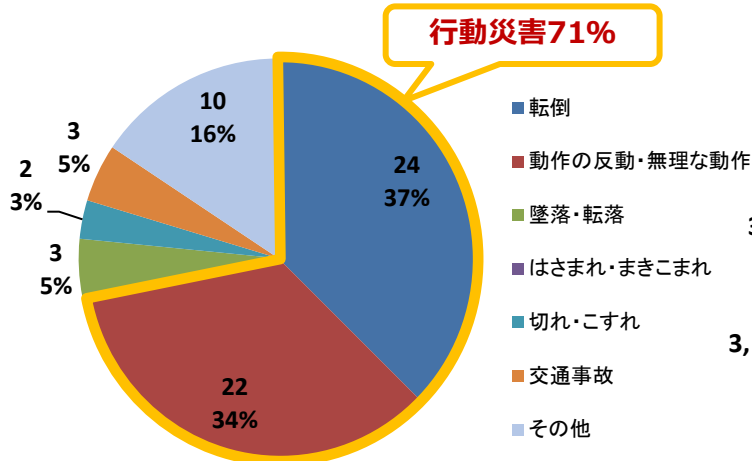
平成26年 小売業



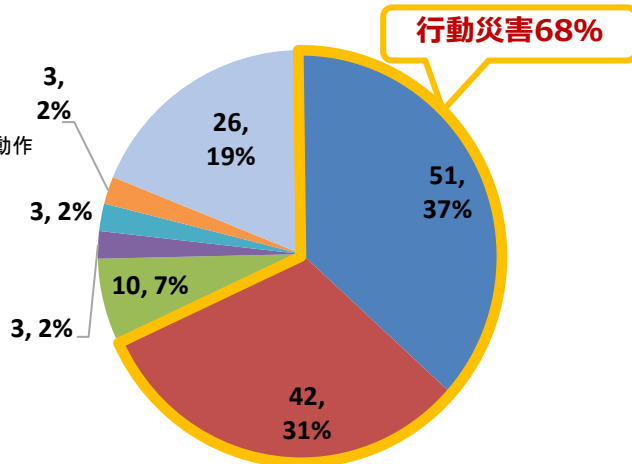
令和6年 小売業



平成26年 社会福祉施設



令和6年 社会福祉施設

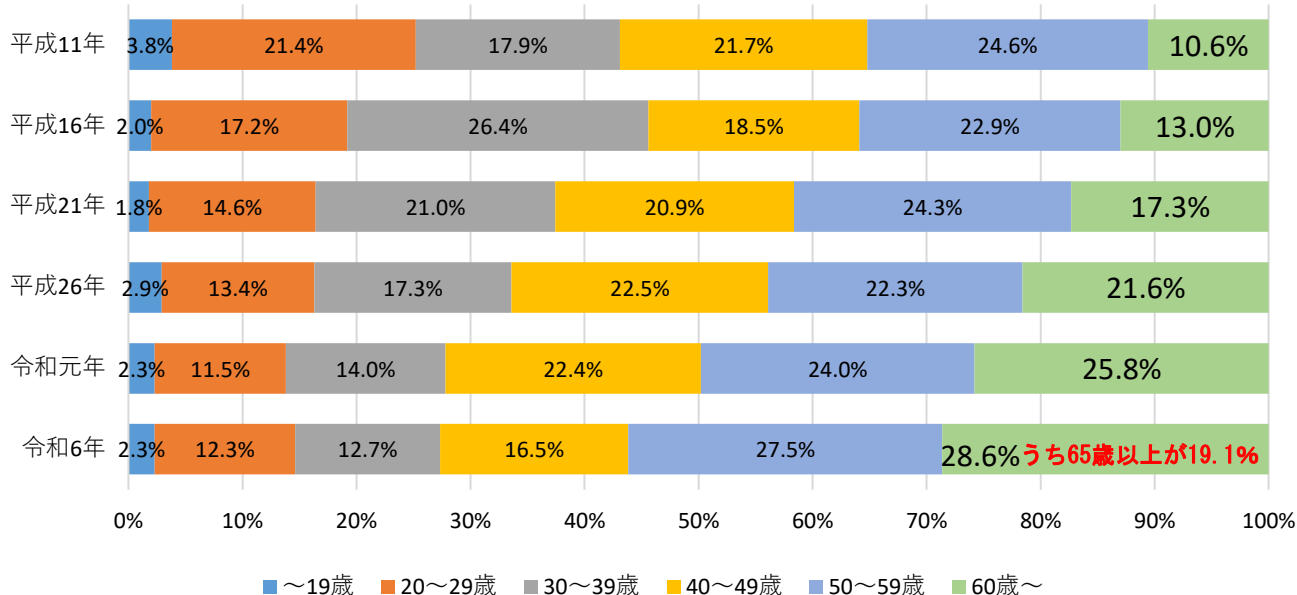


6 年齢階層別労働災害発生状況の推移(千葉署管内)

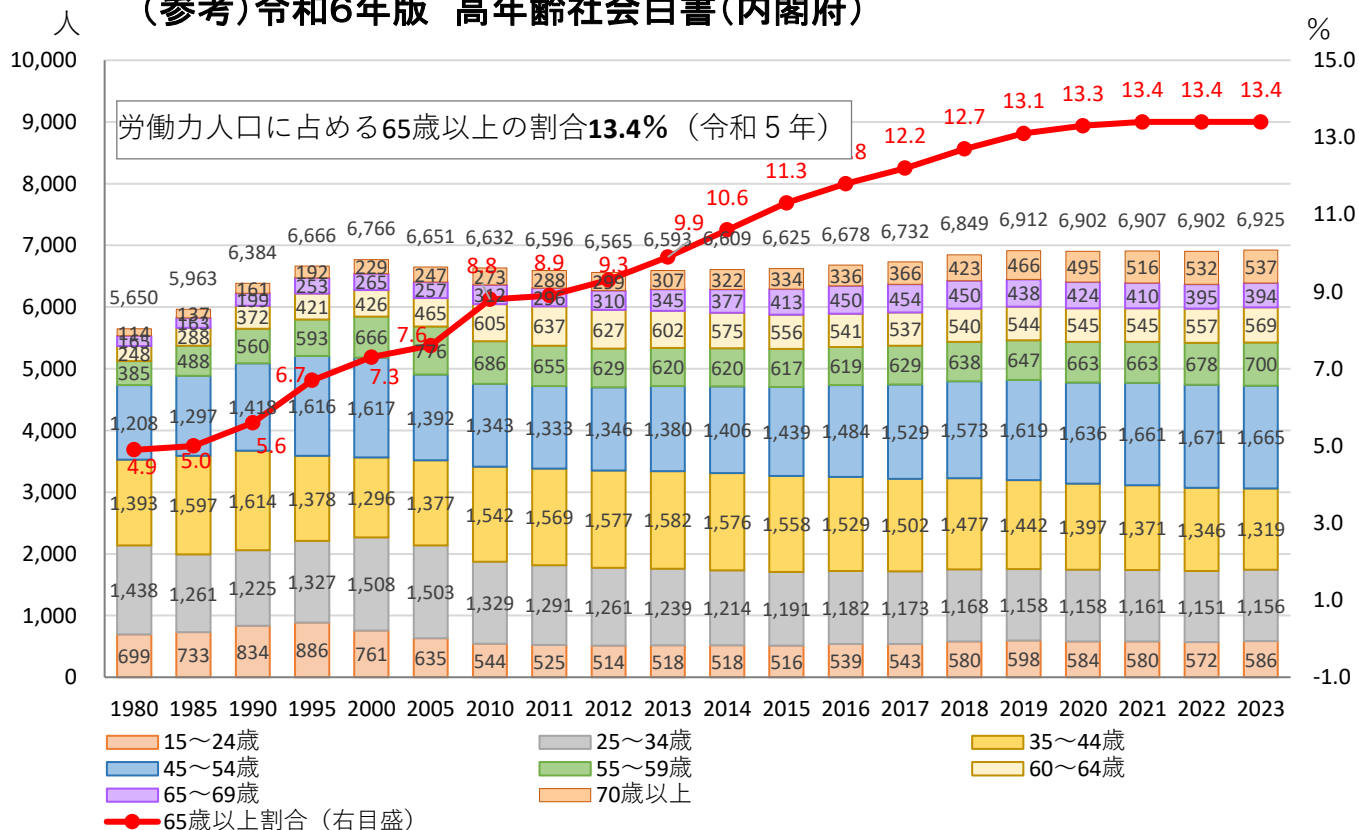
平成11年から令和6年までの5年毎の年齢階層別死傷災害発生状況

■ 20～29歳、30～39歳の割合が減少し、60歳以上の割合が大きく増加している。

■ 令和5年の全国の労働力人口に占める65歳以上の割合が13.4%（下グラフ参照）なのに
対し、令和6年の千葉署管内の死傷災害に占める65歳以上の割合は19.1%と高い比率に
なっている。



(参考)令和6年版 高年齢社会白書(内閣府)



令和6年死亡災害発生状況(確定)

No.	発生月日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	災害の概要
1	2/24	はさまれ・巻き込まれ	食品加工用機械	食料品製造業	女	61	食品製造ラインの機械の出口部分とベルトコンベヤーの間に、加工品が落下したため、その加工品を取り除こうと被災者が機械の出口部分に腕を伸ばしたところ、機械が稼働して腕から上半身を巻き込まれた。
2	2/25	激突され	移動式クレーン	港湾海岸工事業	男	66	浮きクレーンを係留するため、スパッド（海底に突き刺して船を固定するための杭）を当該クレーンで吊り上げ、スパッドの固定用ピンを引き抜こうとしたところ、当該固定用ピンが被災者に激突した。
3	5/26	高温・低温の物との接触	圧力容器	機械器具設置工事業	男	61	化学プラントの配管継手を開放してガスケットを交換する作業中、供給側配管の開口からプラントの昇温に使用していた200℃の軽油が噴出したことにより、周囲で作業していた6名が負傷し、内1名が火傷により死亡した。
4	6/22	はさまれ・巻き込まれ	ローダー	窯業土石製品製造業	男	66	勾配のある傾斜面において、被災者がショベルローダーを用いて粉体をホッパーに投入作業を行っていたところ、被災者が運転席から離席又は落下し、その際にショベルローダーのサイドブレーキが引かれておらず、走行モードが前進から中立へ自動で切り替わったため、ショベルローダーが傾斜面を滑り落ち、被災者が轢かれた。
5	7/29	崩壊・倒壊	その他の材料	窯業土石製品製造業	男	55	集じん機の不具合解消のため、集じん機内において付着した粉体のかき落とし作業を行っていたところ、大量の粉体が崩れ落ち、3人の労働者が粉体に埋もれ、内1人が死亡、2人が火傷を負ったもの。 粉体は表面が50℃、内部が80℃程度であった。 また、被災者の救助活動中に別の労働者1人が火傷を負った。
6	9/13	爆発	引火性の物	機械器具設置工事業	男	50	食用油タンクの床板改修工事において、被災者が床板となる鋼板を溶接しようとしたところ、タンク内で爆発が発生し、その衝撃により死亡したもの。 溶接作業の直前、危険物（引火性のもの）を含む洗浄剤を用いて、溶接に至るまでの過程で表面に食用油が付着した鋼板を洗浄していた。
7	9/19	激突	乾燥設備	クリーニング業	男	40	乾燥機で乾燥させたリネン類を乾燥機外に取り出す作業をしていた被災者が、乾燥機の取出口前で火傷した状態で発見された。 乾燥機は自動運転で扉が閉まり、運転する設定になっていた。
参考	7/27	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	警備業	男	77	工事現場の交通誘導の業務を行っていた被災者が、翌日に自宅で体調不良を訴え、病院に救急搬送され、熱中症と診断され入院加療を受けていたが、入院から38日後に死亡した。

令和7年死亡災害発生状況(令和7年6月27日現在)

No.	発生月日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	災害の概要
1	1/9	崩壊・倒壊	建築物・構築物	その他の建築工事業	男	73	11階建SRC造建物を解体中、中三階床に解体した廃材を置き、三階梁を切断していたところ、中三階床が崩落、崩落箇所の二階床は解体済みであったため、一階のダンプトラック荷台で仕分け作業を行っていた解体工2名と運転席にいた運転手1名が下敷きになった。
2	3/8	交通事故	トラック	一般貨物自動車運送業	男	48	商品を配送するため、4トントラックを運転し、高速道路（片側2車線）の追い越し車線を時速90キロ程度で走行していたところ、前方を走行していたダンプトラックに追突し、死亡した。
3	5/20	墜落・転落	開口部	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	29	SRC造地上7階地下3階建て建物の建設工事において、被災者が屋上のデッキプレートの敷込み作業を行っていたところ、デッキプレートがまだ敷かれていない開口箇所から、高さ約27mの吹き抜け構造となっている3階床に墜落した。また、3階で作業を行っていた労働者1名が被災者に激突され負傷した。
4	6/17	おぼれ	その他乗り物（船舶）	港湾運送業	男	44	はしけ（エンジン搭載のない、タグボートによりけん引又は推進されて航行する船舶）が係留されている湾内の岸壁付近の海中で、死亡しているのが発見された。被災者は、単独ではしけの運行業務に従事しており、荷上げのための待機中に何らかの原因で海中に転落したものと考えられる（調査中）。被災者はライフジャケットを着用していなかった。
5	6/21	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	清掃・と畜業	男	55	屋外において鉄道車両の清掃作業に1時間従事した後の休憩中に、被災者が体調不良を訴えたため、水分摂取の上、車内で横臥させていたが、約1時間後、意識喪失し、病院に救急搬送され入院加療していたが、5日後に死亡した（調査中）。

令和6年・令和7年業種別労働災害発生状況（令和7年5月末）

		死亡災害				休業4日以上之死傷災害					備考
		令和6年 確定値	令和6年分 (令和6年5月 末日現在)	令和7年分 (令和7年5月 末日現在)	対前年同 期増△減	令和6年 確定値	令和6年分 (令和6年5月 末日現在)	令和7年分 (令和7年5月 末日現在)	対前年同 期増△減	増減率 (%)	
製造業（1号）	食料品製造業	1	1		△ 1	49	20	20	0	0.0	
	1 肉・乳製品製造業（内数）				0	3	0	2	2	999.0	
	4 パン・菓子製造業（内数）	1			0	5	4	1	▲ 3	▲ 75.0	
	9 その他の食料品製造業（内数）				0	39	14	15	1	7.1	
	2,3 繊維・繊維製品製造業				0	1	0	0	0	0.0	
	4 木材・木製品製造業				0	5	2	2	0	0.0	
	5 家具・装備品製造業				0	1	0	0	0	0.0	
	6,7 紙製造・印刷・製本業				0	4	1	1	0	0.0	
	化学工業				0	15	2	6	4	200.0	
	1 無機・有機化学製品製造業（内数）				0	6	0	1	1	999.0	
	4 石油・石炭製品製造業（内数）				0	3	2	1	▲ 1	▲ 50.0	
	5 プラスチック製品製造業（内数）				0	3	0	1	1	999.0	
	9 窯業・土石製品製造業	2			0	9	1	2	1	100.0	
	10 鉄鋼業				0	3	1	5	4	400.0	
	11 非鉄金属製造業				0	0	0	1	1	999.0	
	12 金属製品製造業				0	43	14	9	▲ 5	▲ 35.7	
	13 一般機械器具製造業				0	8	1	1	0	0.0	
	14 電気機械器具製造業				0	3	1	0	▲ 1	▲ 100.0	
	15 輸送用機械器具製造業				0	6	3	4	1	33.3	
	16 電気・ガス業				0	5	1	0	▲ 1	▲ 100.0	
	17 その他の製造業	1			0	30	10	6	▲ 4	▲ 40.0	
小計		4	1	0	△ 1	182	57	57	0	0.0	
鉱業（2号）					0	0	0	0	0	0.0	
建設業（3号）	1 土木工事業	1	1		△ 1	31	7	9	2	28.6	
	建築工事業			2	1	79	14	22	8	57.1	
	2 1 鉄骨・鉄筋家屋建築工事業（内数）			2	0	34	7	8	1	14.3	
	2 木造家屋建築工事業（内数）				0	14	4	2	▲ 2	▲ 50.0	
	3 その他の建設業	2	1		0	32	9	11	2	22.2	
小計		3	2	2	0	142	30	42	12	40.0	
運輸交通業（4号）	1 鉄道・水運等業				0	0	0	2	2	999.0	
	2 道路旅客運送業				0	20	3	6	3	100.0	
	3 道路貨物運送業			1	1	169	42	60	18	42.9	
	4 その他の運輸交通業				0	3	2	0	▲ 2	▲ 100.0	
小計		0	0	1	1	192	47	68	21	44.7	
4号3及び5号1 陸上貨物運送事業		0	0	1	1	179	47	64	17	36.2	
貨物取扱業（5号）	1 陸上貨物取扱業				0	10	5	4	▲ 1	▲ 20.0	
	2 港湾運送業				0	5	3	0	▲ 3	▲ 100.0	
小計		0	0	0	0	15	8	4	▲ 4	▲ 50.0	
農林業（6号）					0	16	0	0	0	0.0	
畜産・水産業（7号）					0	1	0	1	1	999.0	
その他の事業（第三次産業）	商業				0	239	51	68	17	33.3	
	1 卸売業（内数）				0	27	2	12	10	500.0	
	小売業（内数）				0	167	40	43	3	7.5	
	2 1 各種商品小売業（内数）				0	24	6	17	11	183.3	
	5 新聞販売業（内数）				0	19	6	2	▲ 4	▲ 66.7	
	9 その他の小売業（内数）				0	112	26	18	▲ 8	▲ 30.8	
	4 1 倉庫業（商業の内数）				0	29	4	9	5	125.0	
	11号 通信業				0	22	10	7	▲ 3	▲ 30.0	
	1 医療保健業				0	31	6	5	▲ 1	▲ 16.7	
	2 社会福祉施設				0	138	38	26	▲ 12	▲ 31.6	
	接客娯楽業				0	139	30	30	0	0.0	
	1 旅館業（内数）				0	9	1	1	0	0.0	
	2 飲食店（内数）				0	73	14	16	2	14.3	
	3 1 ゴルフ場（内数）				0	37	11	9	▲ 2	▲ 18.2	
	2 公園・遊園地の事業（内数）				0	0	0	0	0	0.0	
	清掃・と畜業				0	93	26	27	1	3.8	
	1 ビルメンテナンス業				0	49	17	12	▲ 5	▲ 29.4	
	2 産業廃棄物処理業				0	23	5	9	4	80.0	
	1 派遣業				0	2	0	2	2	999.0	
	2 警備業				0	36	12	11	▲ 1	▲ 8.3	
上記以外の上記					0	68	23	26	3	13.0	
小計		0	0	0	0	768	196	202	6	3.1	
総合計		7	3	3	0	1,316	338	374	36	10.7	

※ 本統計の数値は、労働者死傷病報告に基づいた数値になります。（死亡災害を含む。）
休業4日以上之死傷災害の数値は、前月末までに受け付けた労働者死傷病報告のうち新型コロナウイルス罹患者を除いて集計したのになります。
増減率(%)のうち、令和5年が0件で令和6年に1件以上発生している場合については表記を999.0としています。

令和7年度 全国安全週間実施

スローガン
多様な仲間と 築く安全 未来の職場



全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。昭和3年に第1回が実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年度で第98回目を迎えます。

この機会に職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、積極的に安全活動に取り組みましょう。

全国安全週間及び準備期間中に実施する事

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への**所信表明**を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② **安全パトロール**による職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた**自社の安全活動等の社会への発信**
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による**家族への協力の呼びかけ**
- ⑤ **緊急時の措置に係る必要な訓練**の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい**行事の実施**

継続的に実施する事項

- ① 安全衛生管理体制の確立、安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施、自主的な安全衛生活動の促進、リスクアセスメントの実施等の安全衛生活動の推進
- ② 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策、陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業など業種の特性に応じた労働災害防止対策の実施
- ③ 転倒・腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づいた高年齢労働者に対する労働災害防止対策、外国人労働者等に対する労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）、請負業者等他者に作業を行わせる場合の対策等の業種横断的な労働災害防止対策



職場における熱中症対策を徹底しましょう

POINT①

熱中症のおそれがある作業員を見逃さない！！

熱中症のおそれがある作業員を見つけた場合の報告体制を整備し、全員に共有しましょう。

以下の取組も熱中症のおそれがある作業員を見つけるのに効果的です。

- 管理者による定期的な職場巡視
- ウェアラブルデバイス等の活用
- バディ制の採用（単独作業の禁止）
- 管理者と作業員間での定期連絡 等

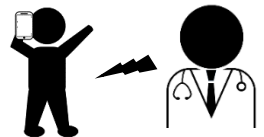


POINT②

あらかじめ定めた手順により迅速かつ的確に判断をする！！

熱中症の重篤化を防ぐうえでは、特に迅速かつ適切な対処が重要です。

そのため、あらかじめ対応手順を定め、全作業員が理解していることが必要です。



POINT③

熱中症の重篤化を防ぐため対処をする！！

危険な症状は見逃さず、ためらわずに医療機関へ搬送すること等を手順に定めておきましょう
少しでも本人や周囲が異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、連絡体制や対応手順等に基づき適切に対処しましょう。



最重要POINT

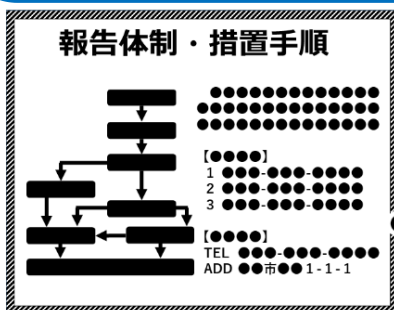
医療機関搬送中・経過観察中は、体調不良者を一人にしない！！

- 職場における熱中症による死亡災害の大半では「**熱中症の初期症状を放置・対応の遅れ**」が認められています。
- 医療機関まで搬送する間や経過観察中に体調不良者を一人にしないことを徹底しましょう。

「体制整備」「手順作成」を実施し
「関係者への周知」を徹底しましょう！！

STOP！熱中症クールワークキャンペーン
併せて実施中です！

今年もクールワークキャンペーン期間中、下記の Coolwork CHIBA ステッカーを千葉労働局、各労働基準監督署にて数量限定で配布しています。



⚠️ いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

⚠️ 専門知識がないと、熱中症が判断できない

すぐに**119**番

救急車が到着するまで

作業着を脱がせ
水をかけ全身を **急速冷却**

救急車到着までの応急手当が運命を左右する



働く人の今すぐ使える
熱中症ガイド

作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却

解説

救急車が到着するまでの応急手当が運命を左右します。

熱中症になると、迅速かつ適切な救急救命措置を行っても命を救えないことがあります。
作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却してください。

「水かけ」は、アスリートの世界では一般的な手当



© JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）

解説

「作業着を脱がせて水かけ」、驚かれるかもしれませんが、アスリートの世界では一般的です。
熱中症から命を救えるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっているからです。
救急車を要請すると同時に、速やかに水をかけ、全身を冷却してください。

労働災害防止対策の徹底について（要請）

千葉労働基準監督署管内における労働災害は、令和7年に入ってから死亡災害に歯止めがかからず、6月27日現在で既に5人もの尊い命が労働現場で失われており、極めて深刻な状況となっています。これら労働災害の多くは、リスクアセスメントの未実施または不適切な実施、安全な作業手順の不遵守、さらには危険感受性の鈍磨が原因となっています。

このような状況を踏まえ、企業のトップによる主導的な安全衛生活動の推進を最優先事項として、以下の取り組みを緊急に実施していただくよう強く要請いたします。

1. 企業トップによる安全衛生管理の主導的実践

安全衛生は経営の最重要課題であることを明確に位置付け、トップ自らが現場に足を運び、リスクの把握と対策の実行を主導すること

2. リスクアセスメントの徹底実施

すべての作業に対して危険性・有害性を評価し、適切なリスク低減措置を講じること、また形式的な実施にとどまらず、実効性のある運用を行うこと

3. 安全な作業手順の策定と周知及びその遵守の徹底

作業手順を整備し、全ての労働者が理解・遵守できるよう、教育・訓練を徹底すること

4. 危険感受性の向上のための取り組み

日常的な作業に慣れることで危険に対する感覚が鈍くなる「慣れによる油断」や、経験不足からくる危険認識の欠如を防ぐため、定期的なヒヤリ・ハット事例の共有や、安全意識を高める教育を実施すること

5. 多様な働き手への安全配慮の強化

高年齢者、外国人労働者、派遣・パートタイム労働者、個人事業主等労働者以外の作業者に対しても、言語・文化・経験等を考慮した安全教育を行い、災害防止に努めること

労働災害はかけがえのない命を奪い、企業の社会的責任を問われる重大な問題です。今こそ、企業のトップが先頭に立ち、全社一丸となって「災害ゼロ」の職場づくりに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

令和7年6月30日

千葉労働基準監督署長